

# 市役所からの お知らせ

## 税

事業主の皆さんへ  
給与支払報告書は1月31日まで

平成30年中に給与等を支払った場合、給与支払者は従業員等が居住する住所地（平成31年1月1日現在の市町村）へ1月31日までに、平成31年度の給与支払報告書を提出することになっています。平成30年中に退職された方の給与支払報告書も提出が必要です。

### ▼個人事業主の方へ

総括表には、マイナンバーを記載してください。提出には、番号および身元確認書類として、「マイナン

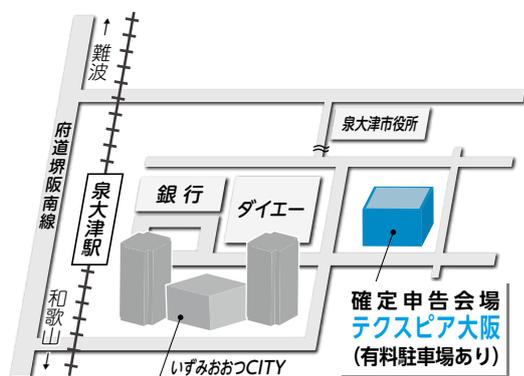
バーカード」または「通知カード＋運転免許証等の身元確認書類」の提示（郵送の場合は、写しの提出）が必要です。

問合せ先 税務課

☎(275) 6097

泉大津税務署の確定申告会場は  
テクスピア大阪です

テクスピア大阪（南海本線「泉大津」駅下車）に所得税・消費税・贈与税の申告書の作成及び受付会場（1階）を開設します。申告書は、国税庁HPで作成し、郵送での提出をお勧めします。



開設期間 2月18日～3月15日の午前9時～午後4時（土・日曜日を除く）

※会場の混雑状況などにより、受付を早めに終了する場合があります。

問合せ先 泉大津税務署

☎0725(33) 5601

## 納税には、口座振替を 便利な

納税に口座振替をご利用いただくと、指定した口座から市税等が自動的に引き落とされるので、便利で納め忘れがありません。なお、相続、贈与、新・増改築等により、土地・家屋の所有者及び持分に変更がある場合は、新たに口座振替の手続きが必要です。手続きには、預金通帳・届出印・納付書または領収書を持って、市役所へお申し込みください。

問合せ先 税務課 ☎(275)6094

### 平成31年度の口座振替日と口座振替申込期限

対象税目	振替期別	振替日（納期限）	申込期限
固定資産税 都市計画税 (償却資産を含む)	全期前納分	平成31年5月31日	平成31年2月末日
	第1期分	// 31年5月31日	// 31年2月末日
	第2期分	// 31年7月31日	// 31年6月末日
	第3期分	// 31年12月20日	// 31年11月20日
市・府民税 (普通徴収)	全期前納分	// 31年7月1日	// 31年3月末日
	第1期分	// 31年7月1日	// 31年3月末日
	第2期分	// 31年9月2日	// 31年7月末日
	第3期分	// 31年10月31日	// 31年9月末日
	第4期分	// 32年1月31日	// 31年12月末日

※口座振替の申込期限は、申込用紙が金融機関から市役所に到達する日を表します。  
※口座振替は納期限内のものに限ります。また、過年度分の口座振替はできません。

### 口座振替取扱 金融機関

- 三菱UFJ銀行
- 池田泉州銀行
- 三井住友銀行
- 近畿大阪銀行
- 紀陽銀行
- みずほ銀行
- りそな銀行
- 関西アーバン銀行
- 三井住友信託銀行
- 大阪信用金庫
- 近畿産業信用組合
- 近畿労働金庫
- いずみの農業協同組合
- 成協信用組合
- ゆうちょ銀行・郵便局

### 今月が納期限の税金

〈市民税〉  
〈府民税〉  
第4期分

1月31日までにお近くの  
金融機関またはコンビニエンス  
ストア等で納めてください。

## 国民年金

### 新成人の皆さんへ 20歳を迎えたら国民年金

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんので支える仕組みです。具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気や事故で障がいが出たとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができます。

#### ◆国民年金のポイント

##### ▼将来の大きな支えになります

20歳以上60歳未満の人が加入し、保険料を納める制度です。基礎年金の半分を国庫負担で賄われ、賃金や物価の変動に合わせて年金額が改定されるので大変有利です。ただし、納め忘れ等があると年金が受け取れないこともあるのでご注意ください。

##### ▼老後のためだけのものではありません

年をとったときの老齢年金のほか、病気や事故で障がいが出たときに受け取る障害年金、加入者が死亡し

た場合、その加入者により生計を維持されていた遺族が受け取る遺族年金があります。

※障害・遺族年金は、支給される条件があるので窓口でご相談ください。

#### ◆保険料の納付が猶予される制度

##### ▼学生納付特例制度

**対象** 本人の所得が一定額以下で、学校教育法に規定する大学（大学院）・短期大学・高等学校・高等専門学校・専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）・一部の海外大学の日本分校に在学する方

##### ▼納付猶予制度

**対象** 本人および配偶者の所得が一定額以下で学生でない50歳未満の方  
**問合せ先** 堺西年金事務所 ☎(24) 7900または市民課 ☎(275) 6241

## 後期高齢者医療

### 75歳を迎え、後期高齢者医療の被保険者となる方へ

後期高齢者医療の被保険者証は75歳の誕生月の前月にお送りします。保険料の賦課は誕生月から、納付

は原則として誕生月の翌月からです。

なお、国民健康保険料を口座振替で納付していた方が後期高齢者医療の被保険者となり、口座振替を希望する場合でも、新たに口座振替の手続きが必要です。金融機関または健康保険係の窓口へ通帳・届出印・被保険者証を持参し、手続きを行ってください。

#### 問合せ先 健康づくり課

☎(275) 6392

### 特別徴収（年金からの保険料支払い）から口座振替に変更できます

後期高齢者医療の保険料を特別徴収（年金からの支払い）で納めることになっている方で、口座振替での支払いを希望される方は、申し出（納付方法変更申出書の提出）により変更が可能です。希望する方は、口座振替の手続きが必要なので、通帳・届出印をお持ちください。

なお、現在、口座振替をご利用の方についても申し出をされていない場合は、今後、特別徴収となる場合があるのでご注意ください。

#### 問合せ先 健康づくり課

☎(275) 6392

## 各種

### 市議会議員選挙・市長選挙立候補予定者への説明会

**日時** 2月4日（月）午後1時30分から

**場所** 市役所別館（3階）

**対象** 立候補予定者およびその関係者

※立候補予定者1人につき3人まで

**問合せ先** 選挙管理委員会事務局

☎(275) 6472

### コミュニティ助成事業 宝くじの助成金で備品を整備

（一財）自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、地域のコミュニティ活動に対して助成事業を行っています。

平成30年度は、一般コミュニティ助成事業を活用し、市内の10自治会がコミュニティ活動に必要な備品を整備しました。

#### 問合せ先 秘書課

☎(275) 6082

## 介護認定調査員（非常勤嘱託職員）を募集

募集 1人

**応募資格** 介護支援専門員資格・普通自動車運転免許証を有し、介護認定調査に従事した経験のある方

**雇用期間** 3月31日まで（更新あり）

**勤務時間** 実働1日7時間、週28時間

**業務内容** 介護認定調査業務、介護給付適正化業務、介護保険窓口業務ほか

応募等、詳しくは地域包括ケア推進課 ☎(267)1160へお問い合わせください。

※各種保健事業に携わる登録保健師看護師・発達相談員を募集しています。

「ご寄附ありがとうございました」

医療法人医進会高石加茂病院（理事長・橋本武志氏）から福祉基金に、100万円のご寄附をいただきました。

## 依存症啓発シンポジウム

### 知ってますか？依存症のこと

アルコール・薬物・ギャンブルなどのことで悩んでいませんか？依存症に関する知識の普及啓発と相談窓口の周知を目的として、シンポジウムを開催します。

**日時** 2月10日（日）午後1時30分～4時30分

**場所** 大阪科学技術センター（8階）  
[大阪市西区靱本町1-8-4]

**募集** 270人（先着順）

**参加費** 無料

**申込・問合先** 2月7日までにEメールで、件名に「シンポジウムの申込」、本文に氏名・お住まいの市町村名・連絡先を記入し、関西アルコール関連問題学会事務局（新生会病院内）  
[ ☎0725(53)1222、Eメール：shinseikai-hospital@nifty.com]

## 光回線サービスの変更は、内容をよく理解してから

消費生活センターだより  
Consumer service center newsletter

**事例1** 「電力工事のお知らせに訪問したい」といわれ、契約中の電力会社だと思いを聞いた。「この地域は皆、この光回線にしている」と変更が必要であるかのようにいわれ、書類に記入したら、別会社への光回線申込だった。（70歳代女性）

**事例2** 契約中の大手通信事業者Aを名乗る電話があり、「光コラボの案内。今より千円ほど安くなる」と勧誘された。A社のプラン変更だと思い手続きをしたら、別会社との契約になっていた。（60歳代男性）



NTT東日本やNTT西日本から光回線を借り受けた事業者（光コラボレーション事業者）の参入が増え、これらが提供する光回線サービス（コラボ光）の相談も寄せられています。光コラボレーション事業者との契約は、NTT東西との契約ではありません。「安くなる」と勧誘されても他のオプションサービスとセット契約だった場合、今の料金より高くなる場合があります。勧誘されてもすぐに返事をせず、契約先の事業者名、サービス名など契約内容を確認しましょう。内容が理解出来ない、必要がないと思った場合は、きっぱり断りましょう。コラボ光は、電気通信事業法の解約ルールである「初期契約解除制度」の対象です。解約したいと思ったら、すぐに光コラボレーション事業者に申し出ましょう。心配なときは、お早めに消費生活センターにご相談ください。

困ったときは、消費生活センターへ  
☎(267)5501

場所 市役所本館2階  
時間 9:00～16:45  
休館日 土・日曜日、祝日

※休館日は「消費者ホットライン」☎188へお問い合わせください

※国民生活センター「見守り新鮮情報第318号」から抜粋・イラスト黒崎玄

## 高石市手話言語条例(素案)にかか るパブリックコメント

手話への理解の促進および手話の普及を図り、全ての市民が相互に人格および個性を尊重し、心豊かに共に生きることできる地域社会をめざし、条例を制定します。この「高石市手話言語条例」の制定にあたり、条例の素案を公表し、皆様のご意見を募集します。

**閲覧期間** 1月10日～2月7日

**閲覧場所** 市役所および市内各公共施設(市ホームページでも閲覧可)

**意見提出・問合せ** 1月10日～2月7日(必着)に住所・氏名・年齢・電話番号・ご意見を記入し、高齢・障がい福祉課へ持参または郵送、FAX、Eメール「T592・8585(住所記載不要)」、(275)6293、FAX: (265)3100、Eメール: syougai@kushu-city.takaishi.lg.jp

みんないっしょに生きる社会を

# まっぼっくり

## 平成を振り返って

2019年、平成の最後となる年を迎えました。5月1日から新元号に改元されます。今年はどうな年でしょうか。4月には18歳・19歳が投票可能な最初の第19回統一地方選挙が実施され、6月にはG20首脳会合が大阪市で開催、7月頃には第25回参議院議員通常選挙が実施、9月から11月にかけてラグビーワールドカップがアジア初となる日本で開催、10月には消費税率が10%へ引き上げの予定などがあります。

さて、平成最後の1月号は、人権の視点と共に平成の時代を振り返ってみたいと思います。(平成を省略)

- ・1年/ベルリンの壁崩壊、消費税が税率3%でスタート
- ・3年/ソ連解体、長崎県雲仙普賢岳で大火山噴出
- ・5年/「障害者基本法」施行
- ・7年/阪神・淡路大震災、地下鉄サリン事件、「高齢社会対策基本法」施行
- ・9年/「人権擁護施策推進法」施行
- ・10年/長野冬季オリンピック開催
- ・11年/「男女共同参画社会基

本法」施行

- ・12年/「児童虐待の防止等に関する法律」施行、三宅島雄山が噴火(全島避難)
- ・13年/アメリカで同時多発テロ、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」施行
- ・14年/サッカーワールドカップ日韓大会開催、北朝鮮拉致被害者の内5人が帰国
- ・16年/自衛隊をイラクに派遣
- ・17年/愛知万国博覧会開催、JR宝塚線で脱線事故
- ・20年/オバマ氏が黒人初のアメリカ大統領に就任、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める国会決議」採択、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行
- ・21年/民主党による政権交代、裁判員制度開始
- ・23年/東日本大震災
- ・24年/65歳以上人口が3000万人を突破、自民党による政権交代
- ・26年/消費税率を8%に増税
- ・28年/オバマ大統領が現職の大統領として初めて広島を訪れる、差別を解消するための3つの法律(障害者差別解消法、ヘ

イトスピーチ解消法、部落差別解消推進法) 施行

・30年/平成30年7月豪雨(西日本豪雨)

その他さまざまなきことがありました。振り返ると、平和の尊さ・夢や希望・感動等を与えてくれたできごとがある一方で、テロ・災害・事故により多くの尊い人命が失われました。2度の震災や度重なる豪雨災害等では、被災者の心のケアや避難生活の長期化に伴うさまざまなトラブル、原発事故による風評被害や避難先でのいじめの問題もありました。拉致は北朝鮮当局による人権侵害です。そして、女性・子ども・高齢者・障がいのある人、同和問題(部落差別)・アイヌの人々・外国人などの人権問題もあります。また人権に関わる多くの法的整備もなされ、そして2020東京オリンピック・パラリンピックの開催控え、社会全体で人権問題に取り組みもうとする機運がますます高まっています。私たちもより一層の関心と理解を深めていきたいと思えます。

人権推進課

(275) 6279

# 平成30年台風21号について

## ■概要

正午頃 徳島県南部に上陸(中心気圧950hPaトラスカル)  
 13時38分 関西国際空港で最大瞬間風速58.1メートル  
 14時頃 神戸市に上陸  
 14時18分 大阪市で最高潮位標高329センチメートル(過去最高)

昨年の9月4日に襲来した台風第21号により大きな被害が発生しました。被害を受けられた皆さまには、心からお見舞い申し上げます。

また、自治会長をはじめ地域の皆さま、そして多くの自治体、企業、団体の皆さまより多くのご支援をいただき、誠にありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

問合先 危機管理課

☎ (275) 6245

## 【被害状況】

河川については、排水機場を稼働したことで、浸水被害などは発生しませんでした。その他の市内の被害は次のとおりです。

### ■ 人的被害

死亡	重傷	軽傷
0人	0人	2人

### ■ 住家被害 (罹災証明書発行状況)

全壊	半壊	一部損壊
0件	10件	1,515件

### ■ 停電被害

軒数
約12,100軒

※いずれも 11月30日現在

## 【台風ごみ処分】

大量に発生した台風ごみの集積については、個人宅前に「台風ごみ」との貼り紙のみで収集可とし、また各自治会が定めた集積場所に一時集積を認めました。

また、収集については「災害時一般廃棄物の収集運搬救援協定書」に基づき、高石環境保全事業協同組合に一般廃棄物の収集を依頼し、台風ごみの対応を市と共同で行っていただきました。台風ごみの回収は、11月16日をもって終了しました。回収については、皆さまからのご支援・ご協力をいただきありがとうございます。

## 被害に遭われた方へ

生活に通常必要な資産の被害に遭われた方で、災害に関連して支出したやむを得ない費用が、保険金や見舞金等で補填される金額を超える場合、確定申告等により所得税や市府民税の雑損控除の適用を受けられる場合があります。

**必要書類** 修繕費等の領収書・保険金等で補てんされた金額がわかる書類・源泉徴収票などの収入のわかる書類等

### ■雑損控除相談会

雑損控除について、税務署職員・税理士に対して個別に相談ができます。雑損控除の適用を検討される方は、ぜひお越しください。なお、当日は申告書の作成指導・收受は行っておりません。

**日時** 1月18日(金)午後1時30分～3時  
**場所** 市役所別館(3階)

**申込** 当日直接会場へ

**問合先** 泉大津税務署  
 ☎ 0725(33)5601

※やむを得ない理由により10月未までに申請できなかった方には、当分の間、自己申告による罹災証明を税務課で発行しています。